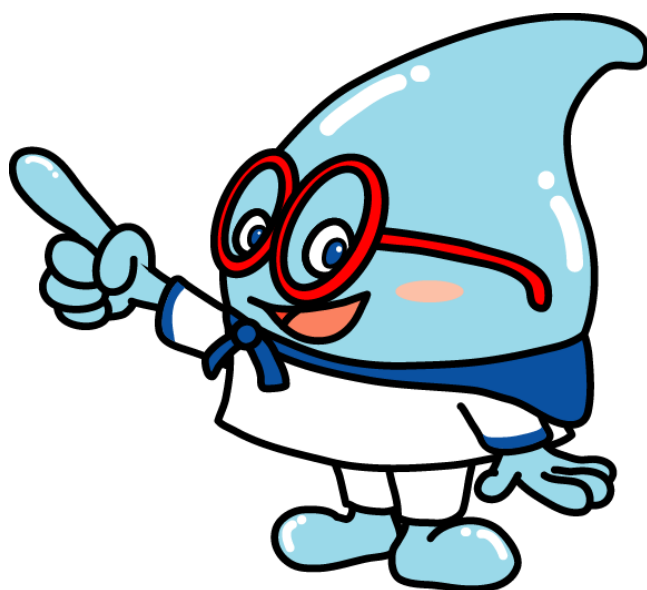


平成 31 年度(2019 年度)水質検査計画(案)



佐 世 保 市 水 道 局

水質検査計画とは

水道事業者は水道法施行規則第 15 条第 6 項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目(全 51 項目)を対象とした「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。佐世保市水道局では、市民の皆様に安全で良質な水を供給するため、水質検査を定期的に行っています。

水質検査計画は、この水質検査を計画的かつ効率的に実施するために、水質検査項目、方法、頻度、採水地点等を定めたもので、毎年度策定しています。

水質検査計画の内容(目次)

1. 基本方針	2
2. 水道事業の概要	2
3. 水道の原水及び水道水の状況	4
4. 採水地点	5
5. 水質検査項目と検査頻度	9
6. 水質検査の方法	11
7. 臨時の水質検査	11
8. 水質検査委託内容	12
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	14
10. 水質検査の精度管理と信頼性保証	14
11. 関係者との連携	14

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場の系統を代表する管末給水栓(蛇口)、浄水場の入口(原水)で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断される項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの状況などを考慮して定めます。
- (4) 佐世保地区、吉井地区・小佐々地区・江迎地区・鹿町地区、簡易水道の一部（黒島本村、白仁田）については、検査機器の整備上、自己検査と委託検査(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に検査を委託するもの)に分けて行います。
また、世知原地区、宇久地区、簡易水道(黒島本村・白仁田を除く 10 簡易水道) については全項目を検査機関に委託し、水道水の安全性の確保に努めます。

2. 水道事業及び簡易水道事業の概要

(1) 給水状況(平成 29 年度)

(平成 30 年 3 月末現在)

区分	佐世保地区	簡易水道	吉井地区	世知原地区	小佐々地区	宇久地区	江迎地区	鹿町地区
給水人口(人)	219,412	1,511	5,452	3,322	6,179	2,098	5,306	4,515
給水戸数(戸)	106,791	502	2,449	1,558	2,636	1,232	2,474	2,126
平均配水量(m ³ /日)	70,971	362	1,542	1,091	2,600	1,225	1,760	1,662
最大配水量(m ³ /日)	78,677	566	1,752	1,256	3,350	1,725	2,074	1,986

(2) 浄水施設の概要

① 佐世保地区

浄水場名	山の田浄水場	柚木浄水場	広田浄水場
水源	山の田貯水池 菰田貯水池 相当貯水池 転石貯水池 川谷貯水池 岡本貯水池 相浦川表流水	川谷貯水池	下の原貯水池 川棚川表流水 小森川表流水
浄水処理方法	膜ろ過方式	急速ろ過方式	急速ろ過方式
浄水方法	前塩素処理 粉末活性炭処理 凝集処理 膜ろ過処理 後塩素処理	前塩素処理 凝集沈殿処理 砂ろ過処理 後塩素処理	前塩素処理 粉末活性炭処理 凝集沈殿処理 砂ろ過処理 後塩素処理
公称能力(m ³ /日)	50,600	14,000	36,000
使用薬剤	硫酸 ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭(微粉炭) 水酸化ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭

② 公営簡易水道(12 簡易水道)

	白仁田	黒島本村	田代	上原・桑木場	赤木	上木場
水源	岡本貯水池の余水を利用 取水井 1 池	湧水	地下水(深井戸) 径 150～150m	上原貯水池	地下水(深井戸) 径 150～125m 径 50～50m	地下水(深井戸) 径 150～140m
浄水施設	緩速ろ過池 RC 造 2.1m×3.0m×2 池	緩速ろ過池 RC 造 2.5m×3.0m×2 池	緩速ろ過池 RC 造 2.0m×3.0m×2 池	緩速ろ過池 RC 造 2.5m×1.8m×2 池	滅菌のみ	緩速ろ過池 RC 造 5.0m×2.0m×2 池
公称能力 (m ³ /日)	40	40	30	24	64	70
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水管	径 40～25 VP 延長 2,867m	径 75～25 VP 延長 1,399.5m	径 75～25 VP 延長 2,843.9m	径 75～25 VP～2,024m	径 75～25 VP～4,851.1m	径 75～25 VP SP～6,001.4m

	東下岳	平松	潜木・戸平田	下宇戸・川谷	筒井・西下岳	弓張・高筈
水源	地下水(深井戸) 径 150～130m	地下水(深井戸) 径 150～140m	地下水(深井戸) 径 150～90m	地下水(深井戸) 径 150～120m	地下水(深井戸) 径 150～150m	地下水(深井戸) 径 200～200m
浄水施設	緩速ろ過 RC 造 3.0m×2.0m×2 池	滅菌のみ	滅菌のみ	滅菌のみ	急速ろ過器 2 基	滅菌のみ
公称能力 (m ³ /日)	26	109	93	48	52	77
使用薬剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水管	径 75～25 VP 2,637.2m	径 10～30 VP SP～5,761.6m	径 10～50 DIP・VP S～ 9,873.9m	径 75～径 25 DIP・VP S～ 8,252.7m	DIP・HI・VP・ SGP・VB 6,363m	HI・VP 6,903m

③ 吉井・世知原地区

	吉井地区水道事業		世知原地区簡易水道事業			
			世知原 簡易水道	上野原 簡易水道	上開作飲料水 供給施設	下開作飲料水 供給施設
浄水場名	御橋浄水場	踊瀬浄水場	世知原浄水場	上野原浄水場	上開作浄水場	下開作浄水場
水源	佐々川水系	踊瀬貯水池	佐々川水系、 城山坑内水	平川原溜池	佐々川水系	佐々川水系
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	上向性ろ過	上向性ろ過	上向性ろ過
公称能力 (m ³ /日)	1,440	1,200	1,385	104	16	26
使用薬剤	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

④ 小佐々・宇久地区

	小佐々地区水道事業		簡易水道事業	宇久地区簡易水道事業		
			矢岳簡易水道	平簡易水道	神浦簡易水道	北部簡易水道
浄水場名	田原浄水場	楠泊浄水場	矢岳浄水場	平浄水場	神浦浄水場	北部浄水場
水源	つづらダム 小佐々川	大野川 楠泊貯水池	地下水 (矢岳、深浦)	地下水 (平)	末申川 福浦川 地下水(九田畑)	大河内川 地下水(北部第 3)
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	塩素消毒のみ	緩速ろ過	緩速ろ過
公称能力 (m ³ /日)	3,520	480	204	1,450	700	310
使用薬剤	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 粒状活性炭	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

⑤ 江迎・鹿町地区

	江迎地区水道事業		鹿町地区簡易水道事業				
			北部地区簡易水道		歌ヶ浦地区簡易水道	神林地区簡易水道	船ノ村地区簡易水道
浄水場名	江迎浄水場	潜竜浄水場	北部浄水場	南鹿町浄水場	歌ヶ浦浄水場	神林浄水場	船ノ村浄水場
水源	嘉例川	江迎川、地下水（潜竜浄水場内、猪調）	鹿町川、樋口ダム	坑内湧水	歌ヶ浦貯水池、大切表流水、樋口ダム、大加勢川	神林貯水池 宇土ノ谷表流水	湧水
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
公称能力 (m ³ /日)	900	2,100	1,160		786	298	93
使用薬剤	ホリ塩化アルミ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	ホリ塩化アルミ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	ホリ塩化アルミ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3. 水道の原水及び水道水の状況

浄水場毎に原水の汚染要因及び水質管理上留意すべき項目を示しました。

水源の種別	表流水	地下水
浄水場名	山の田、柚木、広田、踊瀬、御橋、田原、楠泊、江迎、潜竜、白仁田、上原・桑木場、世知原、上野原、上開作、下開作、神浦、北部(宇久)、北部(鹿町)、歌ヶ浦、神林	黒島本村、田代、赤木、上木場、東下岳、平松、潜木・戸平田、下宇戸・川谷、筒井・西下岳、弓張・高筈、矢岳、平、南鹿町、船ノ村
原水の汚染要因	・藻類発生による臭気障害 ・降雨等による高濁水発生 ・農薬散布 ・油類等による突発汚染事故 ・畜産場等の排水	・水質変動が少ない
水質管理上留意すべき項目	・pH 臭物質 ・濁度 ・農薬類 ・クロプトホリジウム	・濁度 ・クロプトホリジウム

各浄水場では、原水の汚染要因を踏まえ適切な浄水処理を行っており、水質検査結果は佐世保市水道局ホームページに掲載しています。

（水道水質検査計画・水道検査結果：

<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/jigyo/toke/suishitsukensa/suido/index.html>）

4.採水地点

(1) 給水栓

① 佐世保地区

水道法に基づく毎日行う検査は、配水池系統ごとに下記の 35 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
山の田浄水場系統	1		新港町 シーサイドパーク公園
	2	中通団地配水池	保立町 275-8 付近
	3	横尾配水池	福田町 591 付近
	4	大黒第二配水池	十郎新町 195 付近
	5	美鳥ヶ丘団地配水池	星和台町 星和第 1 公園
	* 6	相浦第二配水池	浅子町 浅子公衆トイレ
	7		藤原町 日水公園
	8	岳野第二配水池	岳野町 186-1 付近
	9	八の久保第三配水池	八の久保町 191-2 付近
	10	相浦第一配水池	鹿子前町 1035 付近
	11	庵の浦配水池	俵ヶ浦町 荷揚げ場手洗場
	12	小川内配水池	小川内町 1071-3 付近
柚木浄水場系統	* 13	大野高々区配水池	野中町 野中東公園
	14	松山配水池	木風町 28 木風公園
	15	松山配水池	小島町 7-17 付近
	16	眼鏡岩配水池	瀬戸越町 眼鏡岩公園
	17	柚木元町第三配水池	柚木町 1834 付近
	18	柚木元町第四配水池	柚木元町 1658 付近
	19	瀬戸越団地配水池	瀬戸越 1 丁目 泉福寺第一公園手洗い場
	20	松山配水池	矢岳町 矢岳公園
広田浄水場系統	* 21	横手配水池	江永町 江永公園
	22	黒髪高々部配水池	黒髪町 4409-2 付近
	23	早苗第一配水池	早苗町 1127 付近
	24	指方第二配水池	指方町 515 付近
	25	馬責低部第一配水池	桑木場町 1281-3 付近
	26	三川内配水池	三川内町 190 付近
	27	三川内山配水池	三川内町 三川内山公園 公衆トイレ
	28	心野高部配水池	心野町 1530 付近
	29	心野低部配水池	横手町 738-2 付近
	30	岩下配水池	指方町 3486 付近
	31	瀬道配水池	瀬道町 1495 付近
	32		針尾北町 342-2 付近
	33	浦頭配水池	針尾北町 1436 付近
	34	大崎配水池	針尾北町 1682 付近
	35	針尾第二配水池	針尾西町 2261-3 付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

② 簡易水道(12 簡易水道)

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 24 か所を検査します。

簡易水道名	番号	配水池系統	毎日検査地点
白仁田簡易水道	1	白仁田高部配水池	白仁田町 1150 番地付近
	* 2	白仁田低部配水池	白仁田町 48 番地 3 付近
黒島本村簡易水道	* 3	黒島本村高部配水池	黒島町 233 番地付近
	4	黒島本村高部配水池	黒島町 167 番地付近
田代簡易水道	* 5	田代配水池	赤木町 1923 番地付近
上原・桑木場 簡易水道	6	上原・桑木場配水池	上原町 441 番地 3 付近
			上原町 643 番地付近 (毎月定期検査のみ)
赤木簡易水道	7	赤木低部配水池 (第二減圧井経由)	桜木町 1079 番地付近
	8	赤木高部配水池	赤木町 59 番地付近
			赤木町 554 番地付近 (毎月定期検査のみ)
上木場簡易水道	9	上木場中部配水池 (減圧井経由)	黒髪町 1963 番地 3 付近
	10	上木場低部配水池	黒髪町 1276 番地 5 付近
	11	上木場高部配水池	黒髪町 788 番地 5 付近
			黒髪町 1034 番地 5 付近 (毎月定期検査のみ)
東下岳簡易水道	12	東下岳低部配水池	上柚木町 956 番地付近
	* 13	東下岳高部配水池	上柚木町 1116 番地付近
平松簡易水道	* 14	平松配水池	上原町 788 番地 2 付近
潜木・戸平田 簡易水道	15	潜木・戸平田高部配水池	潜木町 575 番地付近
	* 16	潜木・戸平田低部配水池 (第二減圧井経由)	高花町 113 番地付近
下宇戸・川谷 簡易水道	* 17	下宇戸・川谷第三配水池	川谷町 106 番地付近
	18	下宇戸・川谷配水池	川谷町 606 番地付近
	19	下宇戸・川谷第一配水池	下宇戸町 183 番地付近
筒井・西下岳 簡易水道	20	筒井・西下岳第二配水池	筒井町 1163 番地付近
	21	筒井配水池	筒井町 1099 番地付近
	* 22	筒井・西下岳第三配水池	上柚木町 316 番地付近
弓張・高筈簡易水道	23	弓張配水池	矢岳町 618 番地 4 付近
	* 24	高筈配水池(減圧井経由)	小野町 390 番地付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

③ 吉井地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 12 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
御橋浄水場	1	上吉田配水池	吉井町橋川内 688 付近ドレン
	2	御橋配水池	吉井町橋口 2-4 付近ドレン
	3	梶木場配水池	吉井町梶木場 1558 付近ドレン
	* 4	福井配水池	吉井町直谷 282-3 付近給水栓
	5	福井東配水池	吉井町福井 370-3 付近ドレン
	6	草ノ尾配水池	吉井町福井 411-1 付近ドレン
	7	御橋観音配水池	吉井町前岳 161-1 牧の岳公園給水栓
	8	峠配水池	吉井町高峰 788-3 付近 防火水槽
	9	乙石尾配水池	吉井町高峰 1499-4 付近ドレン
踊瀬浄水場	10	西立石配水池	吉井町立石 148-21 付近ドレン
	11	踊瀬配水池	吉井町立石 46-3 付近ドレン
	* 12	吉元配水池	吉井町吉元 77-13 付近給水栓

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

④ 世知原地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 13 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
世知原浄水場	* 1	世知原配水池	世知原町岩谷口 534
	2	春日配水池	世知原町太田 76-イ
	3	槍巻配水池	世知原町上野原 89
	4	打越配水池	世知原町栗迎 194-8
	5	羽付配水池	世知原町矢櫃 23
	6	太田・立花配水池	世知原町太田 644-3
	7	木浦原配水池	世知原町岩谷口 1435-2
上野原浄水場	8	上野原配水池	世知原町上野原 623-1
	* 9	上野原配水池	世知原町上野原 288-1
	10	上野原配水池	世知原町上野原 1524-1
	11	板山配水池	世知原町上野原 2426-1
上開作浄水場	* 12	上開作第二配水池	世知原町開作 1007-2
下開作浄水場	* 13	下開作配水池	世知原町開作 428

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑤ 小佐々地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 8 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
田原浄水場	* 1	岳下配水池	小佐々町楠泊 349-7 神崎鼻公衆便所
	2	小坂加圧ポンプ所	小佐々町小坂 486 付近
	3	臼ノ浦配水池	小佐々町臼ノ浦 117-1 付近
	4	竹田配水池	小佐々町西川内 789 付近
	5	冷水配水池	小佐々町矢岳 1485-2 付近
	6	工業団地配水池	小佐々町黒石 332-1 付近
楠泊浄水場	* 7	楠泊配水池	小佐々町矢岳 230-27 付近
矢岳簡易水道	* 8	山添配水池	小佐々町矢岳 1066-14 上矢岳橋付近

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑥ 宇久地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 8 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
平浄水場	* 1	平配水池	宇久町平 3450 付近(堀川墓地)
	2	平配水池	宇久町平 3930-2 付近(針木墓地)
北部浄水場	3	野方配水池	宇久町野方 1828 付近(野方公民館)
	* 4	北部配水池	宇久町大久保 591 付近(大久保公民館)
神浦浄水場	5	狩立第一、第二配水池	宇久町本飯良 1308 付近(本飯良公民館)
	* 6	神浦第一配水池	宇久町神浦 3245 付近(神浦格納庫)
	7	神浦第二配水池	宇久町小浜 918 付近(蒲浦公民館)
	8	寺島配水池	宇久町寺島 920 付近(寺島住民センター)
		寺島配水池(みつしま丸欠航時)	宇久町本飯良 3022 付近(汐出海水浴場)

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑦ 江迎地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 13 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
江迎浄水場	1	江迎配水池	平戸市田平町深月免 679-2
	2	白岩配水池	江迎町長坂 551-4
	3	簸尾配水池	江迎町栗越 608-1 栗越公民館前ドレ
	4	栗越配水池	江迎町梶ノ村 299-6
	5	末橋配水池	江迎町末橋 258-3
	* 6	江迎配水池	江迎町小川内 1-7
潜竜浄水場	7	堤原配水池	江迎町中尾 189-3
	8	小川内配水池	江迎町小川内 703
	* 9	潜竜配水池	江迎町赤坂 312-5
	10	鬼突配水池	江迎町志戸氏 224
	11	猪調配水池	江迎町猪調 1069-1
	12	川内配水池	江迎町田ノ元 987-16
江迎・潜竜浄水場	13	高岩配水池	江迎町乱橋 125-7

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

⑧ 鹿町地区

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の 9 か所を検査致します。

浄水場系統	番号	配水池系統	毎日検査地点
北部浄水場	1	口ノ里配水池	鹿町町口ノ里 1071 第 3 減圧槽横ドレ
	2	口ノ里配水池	鹿町町口ノ里 59 付近
	* 3	深江配水池	鹿町町深江 2-8
南鹿町浄水場	* 4	南鹿町配水池	鹿町町深江湯 107-13
船ノ村浄水場	* 5	船ノ村配水池	鹿町町船ノ村 849-11
歌ヶ浦浄水場	6	明星配水池	鹿町町上歌ヶ浦 219-2 明星公園給水栓
	* 7	第 1 坂口配水池	鹿町町口ノ里 1230-13
神林浄水場	8	平原配水池	鹿町町長串 954-3
	* 9	神林配水池	鹿町町長串 1000-8

(* : 毎月定期検査等も行う定点)

(2) 原水

原水については、各浄水場の原水着水井及び取水箇所の水を検査致します。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓の検査項目と検査頻度は以下の通りです。

(P15.表-1 平成 31 年度(2019 年度)水質基準項目等の検査頻度 参照)

① 毎月検査項目(1 回/月) 11 項目

	検査項目	設定理由
基 1	一般細菌	省略不可項目
基 2	大腸菌	
基 34	鉄及びその化合物	性状等確認のため
基 37	マンガン及びその化合物	
基 38	塩化物イオン	省略不可項目
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
基 47	pH 値	
基 48	味	
基 49	臭気	
基 50	色度	
基 51	濁度	

② 1 年に 4 回検査項目(1 回/3 月) 21 項目

	検査項目	設定理由
基 6	鉛及びその化合物	鉛管の影響確認のため
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素※	性状等確認のため
基 12	フッ素及びその化合物	過去の最大値が基準値の 1/2 以下であり、かつ水源に汚染のおそれがないため
基 21	塩素酸	省略不可項目(消毒副生成物)
基 22	クロロ酢酸	省略不可項目(消毒副生成物) 性状等確認のため
基 23	クロロホルム	
基 24	ジクロロ酢酸	
基 25	ジブromクロロメタン	
基 26	臭素酸	
基 27	トリクロロメタン	
基 28	トリクロロ酢酸	
基 29	ブromジクロロメタン	
基 30	ブromホルム	
基 31	ホルムアルデヒド	
基 33	アルミニウム及びその化合物	性状等確認のため 過去の最大値が、基準値の 1/5 以上のため
基 35	銅及びその化合物※	
基 39	硬度(カルシウム、マグネシウム等)※	
基 40	蒸発残留物	性状等確認のため
基 42	ジオキシン	
基 43	2-メチルイソボルネオール	

※自主検査実施地点では毎月実施する。

③ 3年に1回検査項目(1回/3年) 19項目

	検査項目	設定理由
基 3	カドミウム及びその化合物	過去の最大値が、基準値の1/10以下、および水源に汚染のおそれがないため
基 4	水銀及びその化合物	
基 5	セレン及びその化合物	
基 7	ヒ素及びその化合物	
基 8	六価クロム化合物	
基 9	亜硝酸態窒素	
基 13	朽素及びその化合物	
基 14	四塩化炭素	
基 15	1,4-ジオキサリン	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	
基 17	ジクロロメタン	
基 18	テトラクロロエチレン	
基 19	トリクロロエチレン	
基 20	ベンゼン	
基 32	亜鉛及びその化合物	
基 36	ナトリウム及びその化合物※	
基 41	陰イオン界面活性剤	
基 44	非イオン界面活性剤	
基 45	フェノール類	

※自主検査実施地点では毎月検査を実施する。

(2)水質基準が適用される給水栓における毎日検査
色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査を毎日行います。

(3)本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 原水

i .基 21～31 の消毒副生成物と基 48 の味を除き、給水栓と同じ検査項目と検査頻度で検査を行います。また、1年に1回基 21～31 の消毒副生成物、基 48 の味を除いた全項目を検査致します。

ii .クリプトสปория・リジウム・ジアルジウム検査

各河川・貯水池について、年4回検査致します。

iii .ダイオキシン類検査

各貯水池の原水について、年1回検査致します。

iv. 嫌気性芽胞菌検査

全ての原水について、年 12 回検査致します。

v. 農薬類検査

各河川・貯水池について、年 1 回検査致します。

vi. 放射性物質検査

北部地区の一部が玄海原子力発電所 30km 圏内に含まれることから、北部地区の原水(表流水)15 地点及び浄水 12 地点の放射性セシウム 134 及び 137 を年 1 回検査します。

② 佐世保地区の浄水(配水池)及び浄水場出口

給水栓と同じ検査項目と検査頻度で検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、水質基準項目ではないが、水道水中での検出の可能性があるなどとして、水質管理上留意するべきとして設定されている項目です。

本市においては、佐世保地区の各貯水池系統及び、江迎、鹿町地区の河川(江迎川、鹿町川)で年 1 回検査致します。なお地域性等を考慮し、検査項目は 26 項目中下記の 15 項目を検査致します。

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトトリル、抱水ケラール、農薬類(3 項目)、残留塩素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、臭気強度、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌

④ その他

i. 貯水池の生物検査

ろ過閉塞や硫化臭の原因となる藻類の検査を定期的に行います。佐世保地区の各貯水池については週 1 回検査を実施し、吉井・小佐々・鹿町地区の貯水池は月 2 回以上、検査を実施致します。

ii. アンモニア態窒素検査

自主検査実施地点において、性状確認のため月 1 回検査を行います。

iii. 界面活性剤検査

すべての河川において、年 4 回検査を実施致します。

iv. 貯水池の鉛直分布調査

佐世保地区(山の田・菰田・川谷・下の原貯水池)、小佐々、鹿町地区(つづらダム・樋口ダム)の各貯水池について、年 4 回実施致します。

6. 水質検査の方法

水質基準項目 26～51 項目を厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(年度始めに入札により決定)に委託致します。その他、クリプトスポリジウム・ジアルジア、ダイオキシン類検査等も上記の検査機関に委託致します。なお、水質基準項目および水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)に基づいて行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に実施致します。検査項目については、異常が認められる項目・異常の恐れのある項目等を検査致します。

- ① 水源の水質が、著しく悪化したとき
- ② 水源に何らかの異常があったとき（魚が多数死んだ場合等）
- ③ 水源付近、給水地域およびその周辺で消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 臭味等に異常があるとき
- ⑥ 水道施設が、著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑦ 市民の皆様から、水質異常の検査依頼があったとき
- ⑧ その他、特に必要があると認められるとき

8. 水質検査委託内容

(1) 委託の範囲

① 検査項目

各地区における検査項目の委託範囲は以下の通りとなっています。(○:委託検査項目)

	検査項目	佐世保地区 簡易水道 (黒島本村・白 仁田)・吉井・ 小佐々・江迎・ 鹿町	宇久地区	簡易水道 (10 簡水)・ 世知原地区 採水を含む
基 1	一般細菌	—	○	○
基 2	大腸菌	—	○	○
基 3	カドミウム及びその化合物	—	○	○
基 4	水銀及びその化合物	—	○	○
基 5	セレン及びその化合物	—	○	○
基 6	鉛及びその化合物	—	○	○
基 7	ヒ素及びその化合物	—	○	○
基 8	六価クロム化合物	—	○	○
基 9	亜硝酸態窒素	○	○	○
基 10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	○	○	○
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	○	○
基 12	フッ素及びその化合物	—	○	○
基 13	ホル素及びその化合物	○	○	○
基 14	四塩化炭素	○	○	○
基 15	1,4-ジクロロベンゼン	○	○	○
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
基 17	ジクロロメタン	○	○	○
基 18	テトラクロロエチレン	○	○	○
基 19	トリクロロエチレン	○	○	○
基 20	ベンゼン	○	○	○
基 21	塩素酸	○	○	○

基 22	硝酸酢酸	○	○	○
基 23	硝酸ホルム	○	○	○
基 24	ジ硝酸酢酸	○	○	○
基 25	ジブ硝酸メタン	○	○	○
基 26	臭素酸	○	○	○
基 27	総トリハロメタン	○	○	○
基 28	トリ硝酸酢酸	○	○	○
基 29	ブ硝酸ジメタン	○	○	○
基 30	ブ硝酸ホルム	○	○	○
基 31	ホルムアルデヒド	○	○	○
基 32	亜鉛及びその化合物	—	○	○
基 33	アルミニウム及びその化合物	—	○	○
基 34	鉄及びその化合物	—	○	○
基 35	銅及びその化合物	—	○	○
基 36	ナトリウム及びその化合物	—	○	○
基 37	マンガン及びその化合物	—	○	○
基 38	塩化物イオン	—	○	○
基 39	カルシウム、マグネシウム等	—	○	○
基 40	蒸発残留物	—	○	○
基 41	陰イオン界面活性剤	○	○	○
基 42	ジオキシン	○	○	○
基 43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○
基 44	非イオン界面活性剤	○	○	○
基 45	フェノール類	○	○	○
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	—	○	○
基 47	pH 値	—	○	○
基 48	味	—	○	○
基 49	臭気	—	○	○
基 50	色度	—	○	○
基 51	濁度	—	○	○

② 試料の採取及び運搬方法

委託検査機関が水道局へ採水容器を搬入後、水道局職員による採水を行い、速やかに委託検査依頼を行います。採水を含む場合は、委託検査機関による採水後、速やかに試験を開始します。また、厚生労働省告示に基づき、採水から試験開始までの時間を各検査項目において遵守します。

③ 臨時委託検査の取り扱い

臨時の委託検査については、定期の委託検査機関へ依頼し速やかに行います。

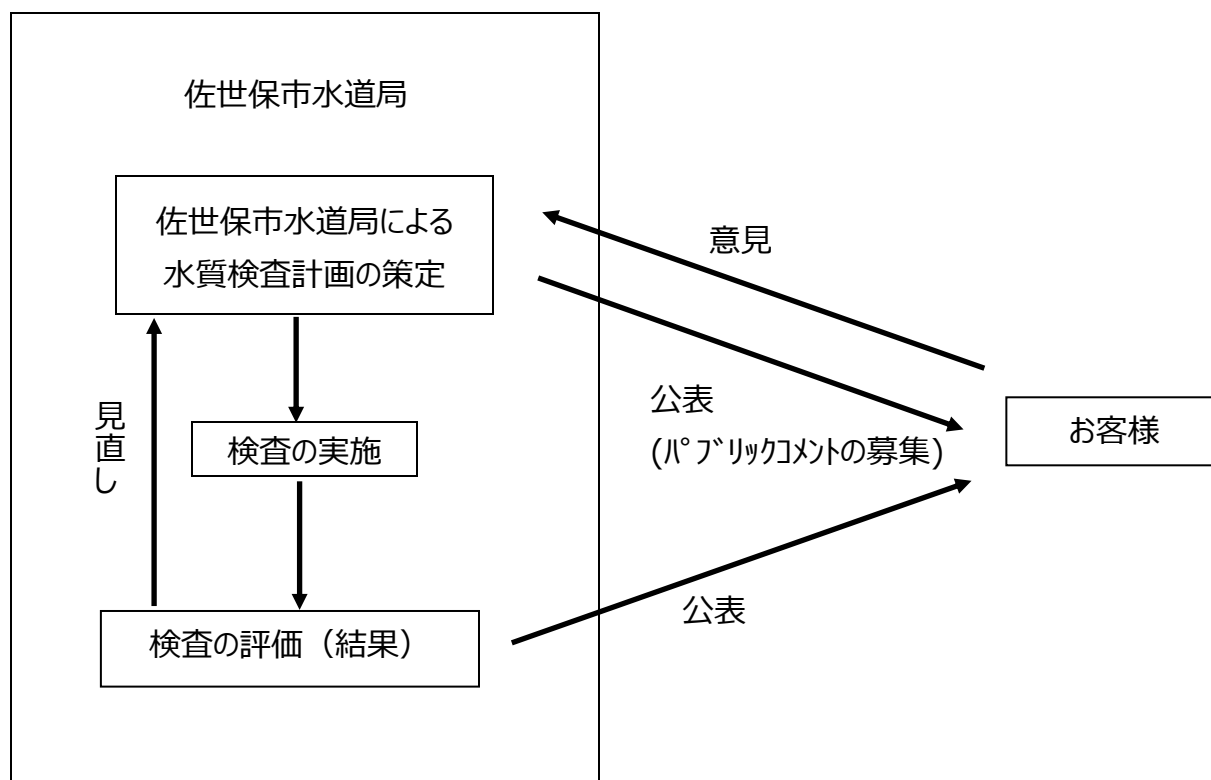
(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

検査結果の根拠となる分析チャートの確認、検査施設への立入検査等により検査の実施状況を把握します。加えて、精度管理や妥当性評価への取り組み状況についても確認を行い、委託検査機関が一定レベル以上にあることを確認します。

9. 検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、佐世保市水道局ホームページにて公表します。水道水の検査結果およびその他の検査結果についても、毎年度ホームページにて公表を行っています。水質検査計画については、毎年度見直しを実施し、状況に応じて改正を行います。

(<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/jigyo/toke/suishitsukensa/suido/index.html>)



10. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

水質基準値および目標値の 1/10 以下を報告下限値とし、精度の高い測定に努めます。

(2) 信頼性保証

標準作業書によるマニュアル化を行い、水質検査の信頼性を確保します。

(3) 外部精度管理

厚生労働省主催の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」に参加し、水質検査の精度向上に努めます。

11. 関係者との連携

水質汚染事故等に対しては、県水環境対策課、市環境保全課等の関係機関と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

表-1.平成 31 年度(2019 年度)水質基準項目等の検査頻度

番号	検査項目	佐世保地区(山の田、柚木、広田)、 吉井・小佐々・江迎・鹿町地区、 簡易水道(白仁田、黒島)		簡易水道(10 簡水) 世知原・宇久地区	
		原水	浄水場出口 給水栓※A	原水	給水栓
基 1	一般細菌	1 回/1 月		1 回/1 月	
基 2	大腸菌				
基 3	カドミウム及びその化合物	1 回/1 年	1 回/3 年	1 回/1 年	1 回/3 年
基 4	水銀及びその化合物				
基 5	砒素及びその化合物	1 回/3 月		1 回/3 月	
基 6	鉛及びその化合物	1 回/1 年	1 回/3 年	1 回/1 年	1 回/3 年
基 7	ヒ素及びその化合物				
基 8	六価クロム化合物	1 回/1 年	1 回/3 年	1 回/1 年	1 回/3 年
基 9	亜硝酸態窒素				
基 10	シアニ化物イオン及び塩化シア	1 回/3 月		1 回/3 月	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 回/1 月			
基 12	フッ素及びその化合物	1 回/3 月			
基 13	トリ素及びその化合物	1 回/1 年	1 回/3 年	1 回/1 年	1 回/3 年
基 14	四塩化炭素				
基 15	1,4-ジクロロベンゼン				
基 16	トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
基 17	ジクロロメタン				
基 18	トリクロロエチレン				
基 19	トリクロロエチレン				
基 20	ベンゼン				
基 21	塩素酸	—	1 回/3 月	—	1 回/3 月
基 22	クロロ酢酸				
基 23	クロロホルム				
基 24	ジクロロ酢酸				
基 25	ジブromクロロメタン				
基 26	臭素酸				
基 27	総トリクロロメタン				
基 28	トリクロロ酢酸				
基 29	ブromクロロメタン				
基 30	ブromホルム				
基 31	ホルムアルデヒド				
基 32	亜鉛及びその化合物	1 回/1 年	1 回/3 年	1 回/1 年	1 回/3 年
基 33	アルミニウム及びその化合物	1 回/3 月		1 回/3 月	
基 34	鉄及びその化合物	1 回/1 月		1 回/1 月	
基 35	銅及びその化合物			1 回/3 月	
基 36	ナトリウム及びその化合物※C			1 回/1 年	1 回/3 年※C
基 37	マンガンを及びその化合物			1 回/1 月	
基 38	塩化物イオン	1 回/3 月		1 回/3 月	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			1 回/3 月	
基 40	蒸発残留物	1 回/3 月		1 回/3 月	
基 41	陰イオン界面活性剤※D	1 回/3 月	1 回/3 年	1 回/3 月	1 回/3 年
基 42	ジエタノール	1 回/3 月		1 回/3 月※B	
基 43	2-メチルイソブチルアルコール	1 回/3 年		1 回/3 月	1 回/3 年
基 44	非イオン界面活性剤※D			1 回/3 月	
基 45	フェノール類	1 回/1 年		1 回/1 年	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1 回/1 月		1 回/1 月	
基 47	pH 値				
基 48	味	—	1 回/1 月	—	1 回/1 月
基 49	臭気	1 回/1 月		1 回/1 月	
基 50	色度				
基 51	濁度				
	クリプトスプレッド・ジアルジナ	4 回/年	—	※E	—

備考：※A:浄水場出口での検査は佐世保地区(山の田、柚木、広田)のみ行う。

※B:宇久地区の原水については表流水のみ 1 回/3 月、地下水は 1 回/1 年、簡水については原水のみ 1 回/1 年、給水栓については対象箇所のみ 1 回/1 年

※C:宇久地区の給水栓では 1 回/3 月検査

※D:界面活性剤について、河川水については 1 回/3 月、貯水池等については 1 回/1 年検査

※E:原水で過去に指標菌の検出された箇所のみ、年 4 回検査

・平成 31 年度(2019 年度)は柚木、江迎、鹿町、白仁田、田代、赤木、弓張・高箸の各地区で浄水の全項目検査を実施する。

表-2.水道水の水質基準項目(51 項目)

水質基準項目とは、「水質基準に関する省令」に規定された水質基準に適合することが必要な項目です。

番号	区分	分類	項目	基準値
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	集落数：100/1mL 以下
2			大腸菌	検出されないこと
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下
5			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下
6			鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下
7			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下
8			六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下
9		無機物	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下
10			シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/L 以下
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
12			フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下
13		金属	砒素及びその化合物	1.0 mg/L 以下
14		有機化学物質	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
15			1,4-ジクロロベンゼン	0.05 mg/L 以下
16			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
17			ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
18			テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
19			トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
20			ペントクロロベンゼン	0.01 mg/L 以下
21		消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L 以下
22			クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
23			クロロホルム	0.06 mg/L 以下
24			ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
25			ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下
26			臭素酸	0.01 mg/L 以下
27			総トリハロメタン(22,24,28,29 の総和)	0.1 mg/L 以下
28			トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
29			ブromジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
30			ブromクロロホルム	0.09 mg/L 以下
31			ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
32	性状に関する項目	金属	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下
33			アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下
34			鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下
35			銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下
36		味覚	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下
37		色	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下
38		味覚	塩化物イオン	200 mg/L 以下
39			カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
40			蒸発残留物	500 mg/L 以下
41		発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
42		かび臭物質	ジオキソシン	0.00001 mg/L 以下
43			2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
44		発泡	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
45		におい	フェノール類	0.005 mg/L 以下
46		味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
47		基礎的性状	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
48			味	異常でないこと
49			臭気	異常でないこと
50			色度	5 度以下
51			濁度	2 度以下

問合わせ先：〒857-0851



佐世保市稲荷町 3-1(中部下水処理場内)

佐世保市水道局 事業部 水質管理センター

TEL: 0956-31-3118

FAX: 0956-31-3118

URL: <http://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku>

メールアドレス: suisui@city.sasebo.lg.jp